

平成30年 特許法等の一部改正

納付料新減免制度

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

条件: 2019年4月1日以降に審査請求をした案件

対象: 中小企業、個人及び大学等

措置: 「審査請求料」、「特許料(1~10年分)」の減免

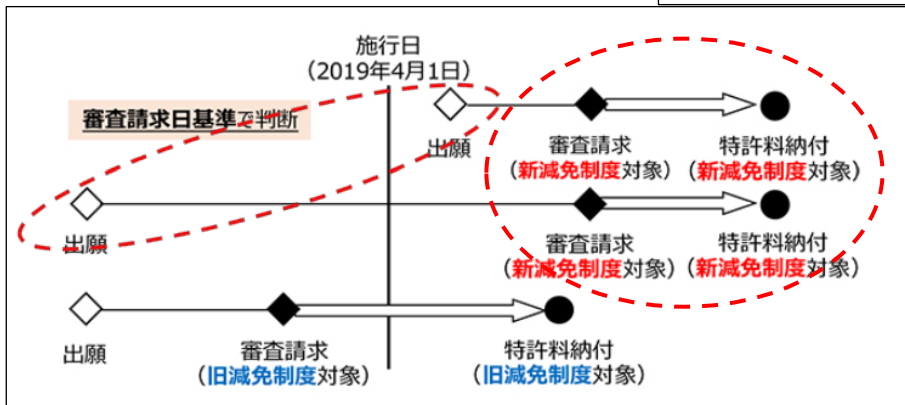
手続: 減免申請手続の大幅簡素化

【備考】

① 出願審査請求料の値上げとの関係

・2019年4月1日以降に出願した案件

減免制度は出願日には無関係



・出願審査請求料の引き上げ 118,000円 + 請求項数 × 4,000円 ⇒ 138,000円 + 請求項数 × 4,000円

② 減免申請手続 : 減免申請書の提出は不要(減免申請先は特許庁)

	出願審査請求書の記載内容 (記載場所は下欄1参照)	特許料(1~10年)納付書の記載内容 (記載場所は下欄2参照)
単独出願	【手数料に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。	【特許料等に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。
共同出願	【手数料に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。 【その他】 手数料の納付の割合○/○	【特許料等に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。 【その他】 特許料の納付の割合○/○

注1: **特許法施行令の号等**の記載は、下記を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/02_98.pdf

注2: 持分計算 出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率1/2で持分がそれぞれ1/2の場合は上表の○/○は3/4と記載してください。(1×1/2 + 1/2×1/2 = 3/4)

注3: 補正等により増加した請求項の分の出願審査請求料の減免措置の適用を受けることが可能です。詳細は、https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/02_97.pdfを参照ください。

③自動納付制度における減免制度

第4年分から第10年分の特許料の納付について自動納付制度を御利用いただいている場合に、軽減された金額により自動納付を行うことができる場合があります。

詳細は、<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/nohu/jidouounofuseido.html>を参照ください。

① 出願審査請求料の減免申請の記載 : 「出願審査請求書」に下記を記載する。
 ・【手数料に関する特記事項】は、【手数料の表示】の下に欄を設け記載する。
 ・【その他】は最下行に設け記載する。

② 特許料(1~10年)の減免申請の記載 : 「特許料納付書」に下記を記載する。
 ・【特許料等に関する特記事項】は、【納付年分】の下に欄を設け記載する。
 ・【その他】は最下行に設け記載する。

【対象者と措置内容の詳細】

中小企業

(1) 中小企業 審査請求料:1/2に軽減、特許料:1/2に軽減

要件 :①「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしていること
かつ ②大企業に支配されていないこと

	業種	従業員数	資本金額 又は出資総額	特許法施行令の 号の記載
イ	製造業、建設業、運輸業その他業種 (ロ～トの業種を除く)	300人以下	3億円以下	表中のイ～トの業種に対応する者は、 特許法施行令第10条第1号イ～ト に該当する者である。
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下	
ハ	サービス業(へ及びトの業種を除く)	100人以下	5,000万円以下	
ニ	小売業	50人以下	5,000万円以下	
ホ	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下	
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下	
ト	旅館業	200人以下	5,000万円以下	

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_01.html#shinse

・中小ベンチャー企業は、審査請求料:1/3に軽減、特許料:1/3に軽減

要件 …設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること

かつ 大企業(資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていないこと

特許法施行令第10条第5号ロに掲げる者に該当する者。

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_04.html#shinse

・小規模企業は、審査請求料:1/3に軽減、特許料:1/3に軽減

要件 …常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5人以下)である法人であること

かつ 大企業(中小企業以外の法人)に支配されていないこと

特許法施行令第10条第4号ロに掲げる者に該当する者。

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_05.html#shinse

・法人税非課税中小企業は、審査請求料:1/2に軽減、特許料:1/2に軽減

要件 …以下の(a)、(b)、(c)いずれにも該当する法人であること

(a)資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること

(b)法人税が課されていないこと

(c)他の法人に支配されていないこと

<出願審査請求書>

【手数料に関する特記事項】 **特許法等関係手数料令第1条の2第2号**に掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

<特許料納付書>

【特許料等に関する特記事項】 **特許法施行令第9条第2号**に掲げる要件に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_07.html#shinse

【対象者と措置内容の詳細】

個人事業主,
NPO 法人

(2)個人事業主 審査請求料:1/2 に軽減、 特許料:1/2 に軽減

要件 :「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること

	業種	従業員数	特許法施行令の号の記載
イ	製造業、建設業、運輸業その他業種 (ロ～トの業種を除く)	300 人以下	表中のイ～トの業種に対応する者は、 特許法施行令第 10 条第 1 号イ～ト に該当する者である。
ロ	卸売業	100 人以下	
ハ	サービス業(へ及びトの業種を除く)	100 人以下	
ニ	小売業	50 人以下	
ホ	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900 人以下	
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下	
ト	旅館業	200 人以下	

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_02.html#shinse

・中小ベンチャー企業(個人事業主)は、審査請求料:1/3 に軽減、特許料:1/3 に軽減

要件 …事業開始後 10 年未満であること

特許法施行令第 10 条第 5 号イに掲げる者に該当する者。

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_04.html#shinse

・小規模企業(個人事業主)は、審査請求料:1/3 に軽減、特許料:1/3 に軽減

要件 …常時使用する従業員の数が 20 人以下(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5 人以下)の個人事業主であること

特許法施行令第 10 条第 4 号イに掲げる者に該当する者。

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_05.html#shinse

(3)NPO 法人 審査請求料:1/2 に軽減、 特許料:1/2 に軽減

要件 …①「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること

かつ ②大企業に支配されていないこと

	業種	常時使用する従業員数	特許法施行令の号の記載
ソ	以下の業種(小売業、卸売業及びサービス業)以外の業種	300 人以下	表中のソの業種に対応する者は、 特許法施行令第 10 条第 1 号ソ に該当する者である。
	小売業	50 人以下	
	卸売業又はサービス業	100 人以下	

NPO 法人とは、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人を言う。

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_03.html#shinse

【対象者と措置内容の詳細】

組合

(4)組合 審査請求料:1/2 に軽減、 特許料:1/2 に軽減

要件 …①下表のいずれかに該当する組合・組合連合会・組合中央会であること
かつ ②大企業に支配されていないこと

	組合	特許法施行令の号の記載
チ	企業組合	表中のチ～レの業種に対応する者は、 特許法施行令第10条第1号チ～レ に該当する者である。
リ	協業組合	
ヌ	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	
ル	農業協同組合、農業協同組合連合会	
ヲ	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会	
ワ	森林組合、森林組合連合会	
カ	商工組合、商工組合連合会	
ヨ	商店街振興組合、商店街振興組合連合会	
タ	消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	
レ	・酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの ・酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの ・酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が 5,000 万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの ・酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時 50 人(酒類卸売業者については、100 人)以下の従業員を使用する者であるもの	

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_03.html#shinse

【対象者と措置内容の詳細】

研究開発型企业

(5) 研究開発型企业について

- ・**研究開発型中小企業** 中小企業要件と下記研究開発要件を満たしていれば該当する。審査請求料:1/2 に軽減、特許料:1/2 に軽減される。…**特許法施行令の記載は、下記参照。**
- ・**研究開発型中小企業(個人事業主)** 個人企業主要要件と下記研究開発要件を満たしていれば該当する。審査請求料:1/2 に軽減、特許料:1/2 に軽減される。(研究開発型であっても軽減に差はない)。なお、研究開発型中小企業として軽減する場合の**特許法施行令の記載は、下記参照。**
- ・**研究開発型 NPO 法人** NPO 法人要件と下記研究開発要件を満たしていれば該当する。審査請求料:1/2 に軽減、特許料:1/2 に軽減される。… **特許法施行令の記載は、下記参照。**
- ・**研究開発型組合** 組合要件と下記の研究開発要件を満たしていれば該当する。審査請求料:1/2 に軽減、特許料:1/2 に軽減される。…**特許法施行令の記載は、下記参照。**

研究開発要件 と特許法施行令の号の記載について (各要件(a)~(f)に対し、特許法施行令の号が異なる)

(a) 減免申請の日の属する年の前年 1 年間(減免申請の日の属する月が1月から3月までである場合には、前々年 1 年間)において、試験研究費等比率(1年間における試験研究費及び開発費の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合)が3%を超えるもの(ただし、減免申請の日において事業を開始した日以後 27 月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が 10%以上であるもの)

(個人事業主向け) ⇒ 特許法施行令第 10 条第2号イ

(b) 減免申請の日の属する事業年度の前事業年度(減免申請の日が前事業年度経過後2月以内である場合には、前々事業年度)において、試験研究費等比率(1事業年度における試験研究費及び開発費の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額)に対する割合)が3%を超えるもの(ただし、減免申請の日において設立の日以後 26 月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が 10%以上であるもの)**(個人事業主を除く) ⇒ 特許法施行令第 10 条第2号ロ**

(c) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第 2 条第 15 項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して 2 年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該特定補助金等を交付された者**(全) ⇒ 特許法施行令第 10 条第2号ハ**

(d) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第 9 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該経営革新のための事業を行う者**(全) ⇒ 特許法施行令第 10 条第2号ニ**

(e) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第 11 条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者**(全) ⇒ 特許法施行令第 10 条第2号ホ**

(f) その特許発明又は発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第5条第2項に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るもの(当該認定計画の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該特定研究開発等を行う者**(全) ⇒ 特許法施行令第 10 条第2号ヘ**

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_06.html#shinse

平成30年 特許法等の一部改正
料金新減免制度

個人①

【対象者と措置内容の詳細】

(6)個人(市町村民税非課税者等)

条件: 特許: 2019年4月1日以降に**審査請求**をした案件

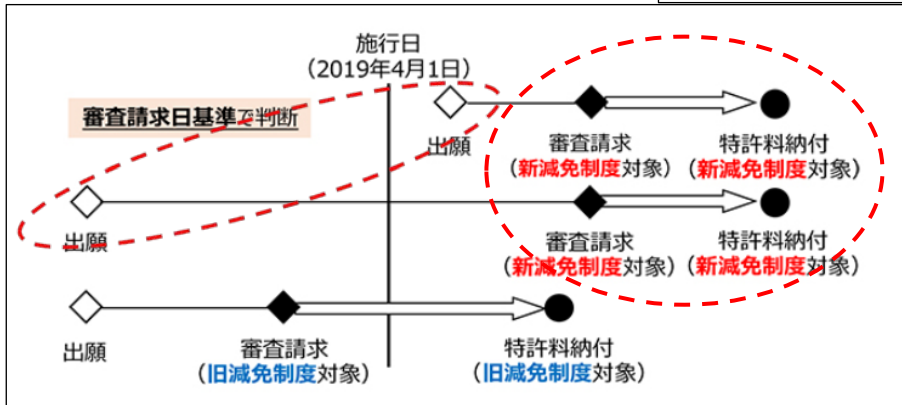
措置: 特許: 「審査請求料」、「特許料(1~10年分)」の免除・軽減、

実案: 「技術評価の請求手数料」、「登録料(1~3年分)」の免除・軽減・猶予

【備考】 特許: 出願審査請求料の値上げとの関係

・2019年4月1日以降に**出願**した案件

減免制度は出願日には無関係



・出願審査請求料の引き上げ **118,000円** + 請求項数 × 4,000円 ⇒ **138,000円** + 請求項数 × 4,000円

①特許

要件	特許			特許法施行令の号の記載	
	審査請求料	特許料(第1年分から第3年分)	特許料(第4年分から第10年分)	審査請求	特許料減免
生活保護を受けている者	免除	免除	1/2に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号イに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。	特許法施行令第9条第1号イに掲げる要件に該当する申請人である。
市町村民税非課税者	免除	免除	1/2に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ロに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。	特許法施行令第9条第1号ロに掲げる要件に該当する申請人である。
所得税非課税者	1/2に軽減	1/2に軽減	1/2に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ハに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。	特許法施行令第9条第1号ハに掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。
事業税非課税の個人事業主	1/2に軽減	1/2に軽減	1/2に軽減	特許法等関係手数料令第1条の2第1号ニに掲げる要件に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。	特許法施行令第9条第1号ニに掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

様式見本: https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_08.html#tokkyo

②実用新案

要件	実用新案		添付書類	減免申請方法	
	技術評価の請求手数料	登録料(第1年分から第3年分)		技術評価の請求手数料	登録料
生活保護を受けている者	免除	免除	生活保護を受けていることを証する書類	実用新案技術評価請求料減免申請書を提出(次頁②参照)	実用新案登録料減免申請書を提出(次頁①参照)
市町村民税非課税者	免除	免除	市町村民税非課税証明書		
所得税非課税者	1/2に軽減	3年間猶予	所得税が課されていないことを証する書類		

実用新案の減免申請方法:

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_08.html#jitsuyo

① 登録料の減免申請書

<p>【書類名】 実用新案登録料減免申請書</p> <p>【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【出願の表示】</p> <p>【出願日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の実用新案登録願</p> <p>【整理番号】¹ <u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u></p> <p>【申請人】</p> <p>【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>【住所又は居所】 東京都千代田区轟が関3-4-3</p> <p>【氏名又は名称】 特許 桜子</p> <p>【申請の趣旨】 実用新案法第32条の2の規定に掲げる者</p> <p>【申請の理由】 実用新案登録料の免除</p> <p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】 市町村民税非課税証明書 1</p>	<p>特許 印紙</p> <p>(円) *1</p> <p>【書類名】 実用新案登録願</p> <p>【整理番号】 <u>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u></p> <p>【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【考案者】</p> <p>【住所又は居所】 東京都 ■■■区××1-1</p> <p>【氏名】 〇〇 〇〇</p> <p>【実用新案登録出願人】</p> <p>【識別番号】 123456789</p> <p>【住所又は居所】 東京都 ■■■区××1-1</p> <p>【氏名又は名称】 〇〇 〇〇 (印) 又は 識別ラベル</p> <p>【納付年分】 第1年分から第3年分</p> <p>(【手数料の表示】 *2)</p> <p>(【予納台帳番号】) 123456</p> <p>(【納付金額】 *3) 14000</p> <p>【その他】 *4 <u>実用新案法第32条の2の規定による実用新案登録料の第1年分から第3年分の免除</u></p> <p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】 実用新案登録請求の範囲 1</p> <p>【物件名】 明細書 1</p> <p>【物件名】 図面 1</p> <p>【物件名】 要約書 1</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号の記載は合わせること。
(記載していない場合は不要です。)
【その他】欄は必ず記載してください。

実用新案登録料の第1年分から第3年分が免除される場合であっても、出願料は免除されません。

② 技術評価請求手数料の減免申請書

<p>【書類名】 実用新案技術評価請求料減免申請書</p> <p>【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【出願の表示】</p> <p>【出願番号】 実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇</p> <p>【申請人】</p> <p>【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>【住所又は居所】 東京都千代田区轟が関3-4-3</p> <p>【氏名又は名称】 特許 桜子</p> <p>【申請の趣旨】 実用新案法第54条第8項の規定に掲げる者</p> <p>【申請の理由】 <u>実用新案技術評価請求料の免除</u></p> <p>【提出物件の目録】</p> <p>【物件名】 市町村民税非課税証明書 1</p>	<p>【書類名】 実用新案技術評価請求書</p> <p>【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【出願の表示】</p> <p>【出願番号】 実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇</p> <p>【評価の請求に係る請求項の数】 2</p> <p>【評価の請求に係る請求項の表示】 請求項1、請求項2</p> <p>【請求人】</p> <p>【識別番号】 123456789</p> <p>【住所又は居所】 東京都 ■■■区××1-1</p> <p>【氏名又は名称】 〇〇 〇〇 (印) 又は 識別ラベル</p> <p>【その他】 * <u>実用新案法第54条の8の規定による実用新案技術評価請求料の免除</u></p> <p>【その他】欄は必ず記載してください。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成30年 特許法等の一部改正
料金新減免制度

その他

備考：【対象者と措置内容の一覧】

対象者	減免処置について	措置内容 特許料は、第1年分から第10年分の軽減
中小企業(会社)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_01.html	<特許> ・審査請求料:1/2に軽減 ・特許料:1/2に軽減
中小企業 (個人事業主)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_02.html	
中小企業 (組合・NPO 法人)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_03.html	
中小ベンチャー企業 (法人・個人事業主)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_04.html	<特許> 審査請求料:1/3に軽減 特許料:1/3に軽減
小規模企業 (法人・個人事業主)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_05.html	
研究開発型中小企業 (法人・個人事業主)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_06.html	<特許> 審査請求料:1/2に軽減 特許料:1/2に軽減
法人税非課税中小企業(法人)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_07.html	
個人 (市町村民税非課税者等)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_08.html	<特許> 審査請求料:免除又は1/2に軽減 特許料: 免除又は1/2に軽減 (第1年分～第3年分) 1/2に軽減(第4年分～第10年分) <実用新案> 実用新案技術評価請求料: 免除又は1/2に軽減 登録料(第1年分から第3年分): 免除又は3年間猶予
アカデミック・ディスカウント(大学等の研究者、大学等)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_09.html	<特許> 審査請求料:1/2に軽減 特許料:1/2に軽減
独立行政法人	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_10.html	
公設試験研究機関	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_11.html	
地方独立行政法人	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_12.html	
承認 TLO	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_13.html	
試験独法関連 TLO	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/02_14.html	
福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づいて事業を行う中小企業(法人・個人事業主)	https://www.ipo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmen20190401/fukushima_chusho.html	<特許> 審査請求料:1/4に軽減 特許料:1/4に軽減